

# 2019年度版 尾花沢市補助事業一覧



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

## 農林業経営支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	農産物の加工や販売にチャレンジするとき	<b>6次産業化総合支援事業</b>	6次産業化に関する事業種別に、以下の内容で助成。 ① 調査研究開発費補助 個人・法人・団体：1/2（上限10万円） ② 販路開拓費補助 個人・法人・団体：1/2（上限10万円） ③ 機械等購入費補助 個人：1/2（上限20万円） 法人・団体：1/2（上限50万円）	◆農家等の個人、又はその構成員となる団体 ◆尾花沢市に事業所を有する法人	農林課 特産品ブランド推進係 【内線146】
2	意欲的な農業経営をしたいとき	<b>元気な農業支援事業（やる気のある農業者支援事業）</b>	新規作物の導入研究、既存作物の栽培改善、加工施設等の整備、また団体による事業の実施等に対する助成。（補助金額は事業メニューにより異なります）	◆青年農業者（45歳未満） ◆認定農業者 ◆認定農業者が組織する団体 ◆農産物加工団体 ◆人・農地プランの中心的経営体 ※申込時期については市報でお知らせします。	農林課 農政畜産振興係 【内線142・145】
3	耐雪型ハウス等を購入するとき	<b>元気な農業支援事業（耐雪型ハウス等購入事業）</b>	耐雪型ハウスの購入費等に対し、事業に要する経費の1/3以内を助成。（上限50万円）	◆冬期間にハウス等を利用して農作物の栽培を行う農業者 ※申込時期については市報でお知らせします。	農林課 農政畜産振興係 【内線142・145】
4	経営規模の拡大等をするとき	<b>元気な農業支援事業（農業後継者等対策事業）</b>	すいか栽培に関わる機械の購入費や、農業の規模拡大を図るための機械の購入費等を対象に、事業に要する経費の1/3以内を助成。（上限30万円）	◆45歳未満の農業後継者等で、人・農地プランの中心的な経営体に位置づけられている農業者 ※申込時期については市報でお知らせします。	農林課 農政畜産振興係 【内線142・145】
5	周年農業経営で通年雇用をするとき	<b>元気な農業支援事業（農の雇用支援事業）</b>	耐雪型ハウス等を活用した農業の通年雇用に対する、被雇用者賃金等の人件費（定額3万円/月）を最長2年間助成。	◆周年で農業を行い、通年で雇用を行う個人の農業者で、人・農地プランの中心的な経営体に位置づけられている農業者	農林課 農政畜産振興係 【内線142・145】
6	市内に転入し新規就農するときや、新規就農者に技術指導等を行うとき	<b>元気な農業支援事業（新・農業新規参入者支援事業）</b>	農業新規参入者に対する住宅、農地、資材等への助成、及び、技術指導研修に対する助成。（補助金額は事業メニューにより異なります）	◆市外から尾花沢市に転居し、農業により生計を立てようとしている方、及び、新規参入者に対して技術指導を行う市内の農業経営者	農林課 特産品ブランド推進係 【内線146】
7	金融機関からの融資を受けて機械を購入するとき	<b>経営体育成支援事業</b>	人・農地プランの中心経営体が、金融機関からの融資を活用した機械の購入に対する経費の3/10以内を助成。（上限300万円）	◆人・農地プランの中心的な経営体に位置づけられている農業者 ※国庫補助事業。申込時期については、市ホームページでお知らせします	農林課 農政畜産振興係 【内線142・145】
8	就農する際に、県認定施設等で研修を受けるとき	<b>農業次世代人材投資事業（準備型）</b>	県が認める農業大学校や先進農家等で研修を受ける就農者に対し150万円/年を給付。給付期間は、最長で2年間。	◆独立・自営就農時の年齢が50歳未満で農業に強い意欲のあるもの ※実際の諸手続きは、山形県農業支援センター等で行います	農林課 特産品ブランド推進係 【内線146】
9	新規就農するとき	<b>農業次世代人材投資事業（経営開始型）</b>	経営が不安定な就農直後の所得の安定を図るため、最大150万円/年を給付。給付期間は最長で5年間。	◆独立・自営就農時の年齢が50歳未満で農業に強い意欲のあるもの	農林課 特産品ブランド推進係 【内線146】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
10	安定した農業経営をしたいとき	<b>経営所得安定対策等（農業再生協議会）</b>	そば、大豆、野菜等の転作作物に対する助成や、米価等の下落に対する保険的制度であるナラシ対策などを実施し、農業所得の安定を支える制度。	6月30日までに交付申請書を提出し、以下の要件を満たす方 ◆転作作物は原則として出荷・販売を行うこと ◆ナラシ対策は認定農業者等であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
11	堆肥を利用した栽培をしたいとき	<b>エコエリア推進事業（エコ農業推進協議会）</b>	堆肥を利用し、主食用米生産に取り組んだ農業者の堆肥価格・散布料への助成。 【補助率】 堆肥価格の1/2を助成 散布料に対し600円/10aを助成等	◆生産の目安の達成者であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
12	所有する農地を貸付したいとき	<b>機構集積協力金交付事業</b>	農地中間管理機構（以下、機構）に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対し、以下の支援を行う。 ① 地域集積協力金 ② 経営転換協力金 ③ 耕作者集積協力金	◆左記①の支援について …人・農地プランにより、機構にまとまった農地を貸し付けた地域 ◆左記②・③の支援について …機構へ自作地を貸し付けた農業者等（農業部門の減少により経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない方、担い手が耕作している農地に隣接した農地を貸し付けた農業者など）	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
13	水田に新規に永年性作物を作付するとき	<b>園芸作物産地化推進支援事業</b>	水田における園芸作物振興の促進及び水田を活用した永年性作物の産地化に助成。 【対象作物】 アスパラガス、うい、たらふの芽：2万円/10a りんどう、シンフォリカルボス：4万円/10a	◆経営所得安定対策の交付対象水田で、対象作物を新規で5a以上作付した経営所得安定対策等の交付対象者であること	農林課 水田営農対策係 【内線147・148】
14	土地改良施設を整備・補修するとき	<b>土地改良施設維持管理適正化事業</b>	土地改良施設の維持・管理を行う市内の団体が実施する施設（設備）の整備・補修に要する経費の60%を助成。	◆水利組合等が総事業費の40%を負担することを確約すること	農林課 農村林務係 【内線143・144】
15	市内農業関係団体等が管理する施設を改良するとき	<b>団体営土地改良事業</b>	市内農業関係団体等が管理する施設（設備）の改良に要する経費の一部（30%）を助成。	◆農業関係団体等が総事業費の70%を負担することを確約すること	農林課 農村林務係 【内線143・144】
16	農地や農業用施設の災害復旧工事をするとき	<b>農地等災害復旧事業</b>	農地、農業用施設及び農業に係る共同利用施設の災害復旧工事費の50%を助成。	◆復旧工事費が3万円以上40万円未満のもの 生産の目安の達成者50% 生産の目安の未達成者30%	農林課 農村林務係 【内線143・144】
17	農道を補修するとき	<b>農道補修用原材料等助成事業</b>	自治会等が管理する農道（非舗装に限る）の補修に要する原材料購入費の一部を助成。	◆自治会等が共同作業で施工する補修事業であること	農林課 農村林務係 【内線143・144】
18	特用林産物を生産するとき	<b>山の幸振興対策支援事業</b>	特用林産物の生産拡大や高付加価値化等を図るために要する経費の一部（最大50%）を助成。	◆市内の生産森林組合等が実施することが確実な事業であること	農林課 農村林務係 【内線143・144】
新	有害鳥獣（サル・クマ・イノシシ等）から農作物等を守りたいとき	<b>簡易電気柵設置費補助事業</b>	簡易電気柵設置に要する経費の一部（最大50%、上限20万円）を補助。	◆設置場所が市内であること ◆市主催の安全講習会を受講すること	農林課 農村林務係 【内線143・144】
新	狩猟免許を取得するとき	<b>新規狩猟者確保対策事業</b>	狩猟免許取得に要する経費の一部を補助。 ①初心者講習会受講料…全額 ②鉄砲所持許可申請手数料…全額 ③医師診断書料…上限3,000円 ④猟友会初年度年会費…上限10,000円 ⑤銃器及び保管庫…1/3以内で上限50,000円	◆市民であること ◆狩猟免許を初めて取得する時であること ◆取得後、尾花沢猟友会に入会できること ◆取得後、本市有害鳥獣対策業務に5年以上携われること	農林課 農村林務係 【内線143・144】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
19	地区内の農用地を効率的に利用したいとき	<b>農用地利用改善団体活動支援事業</b>	<p>区域内の農用地を効率的に利用し、安定的な農業経営を目指す担い手の育成を図る農用地利用改善団体活動事業に対し、以下の補助を実施。</p> <p>① 改善団体活動支援補助金 ② 集積加算別補助金 10aあたり500円以内</p>	<p>◆左記①について …1団体に2万円以内の補助 ◆左記②について …認定農業者であること</p>	農業委員会 農地係 【内線150・151】
20	農地を集積したいとき	<b>農地集積担い手支援事業</b>	<p>農業の担い手育成や、農地の集積・集約化の促進及び荒廃地化の防止等により、農地の有効活用を図るため、農地の賃貸借権を設定した場合に、農地の集積10aあたり1万円を助成。</p> <p>※ 契約初年度のみ交付対象</p>	<p>農地は農業振興地域内の農地であり、次に掲げる要件を満たすこと ◆農地の受け手は、人・農地プランに位置づけられた市内の認定農業者と認定就農者 ◆農地中間管理機構からの転貸（賃貸借権の受け手）であること と ◆賃貸借権の設定期間は10年以上であること ※ 中途解約は補助金の返還になります</p>	農業委員会 農地係 【内線150・151】